

## ■ 本事業が対象とする費用

下の表で支払い欄に「○」のあるものは「塾代助成カード」を使用することができます。

### 【試合や試験などに関して】

参画事業者が行う試合や試験だけでなく、参画事業者以外が行う試合や試験などに関しても、「塾代助成カード」を使用することができます。

ただし、参画事業者が提供する学校外教育サービスの成果発表等を目的とし、参画事業者に費用を支払う場合に限りです。

また、利用者が参画事業者に入会または所属していない場合には使用することができません。

支払い	項目	例
○	初期費用	入学金、入会金、入塾テストなど
○	受講料、月謝	○月分月謝など
○	受験料、試験料など	学習塾の学力テストなど(※1)
×	通信費用など	インターネットを利用する際のプロバイダ料金、 パケット料金など
○	教材・教具、道具①	参画事業者から購入する、学習塾の授業で使用する テキスト、ピアノのレッスンに使用する楽譜など(※2)
×	教材・教具、道具②	書店や文房具店で購入する教材、文房具、 スポーツ用品店で購入するシューズ、 家電量販店で購入するタブレット端末など
○	ユニフォーム、制服①	参画事業者から購入するユニフォームなど(※2)
×	ユニフォーム、制服②	スポーツ用品店で購入するユニフォームなど
×	本事業の対象とならない 学校外教育サービス	高校生を対象としたプログラムの費用など(※3)

(※1) 試合、発表会、試験の参加費など、参画事業者が提供する学校外教育サービスの成果発表等を目的として参画事業者を支払う場合に限りです。

利用者が参画事業者に入会または所属していない場合には「塾代助成カード」を使用することができません。

(※2) 参画事業者が提供する学校外教育サービスを受けるため必要不可欠なものに限りです。学校外教育サービスの利用に付随しないものには「塾代助成カード」を使用することができません。

(※3) 本事業で「塾代助成カード」を使用できるのは、中学生を対象とした補習、進学指導等の学習指導や、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する文化・スポーツのプログラム及びそれに準じると大阪市が認めるものです。